



CONTENTS

I New Face

過去に興味がない（記憶力がない！？）

植松 真生 2

立命館大学大学院法務研究科に赴任して——理論と実践の架橋

高田 昭正 3

ご挨拶

永井ユタカ 5

着任のご挨拶

中山 布紗 6

II Presentation

日本税法学会創立 60 周年記念（第 102 回）大会・総会開催報告

望月 爾 8

「同性婚」—比較法学会 ミニ・シンポジウム—

本山 敦 10

民科・学会プレシンポジウム

「市民と一緒に大阪から民主主義のあり方を考える」報告

小松 浩 12

III My Book

『金融から学ぶ民事法入門』（勁草書房）

大垣 尚司 14

『49 歳からのお金』（日本経済新聞出版社）

IV Departure

「3743 日間ありがとうございました」

松倉 治代 16

V Media Coverage

法学部定例研究会

17

VI New Book

新刊図書

18

新任紹介

New Face

過去に興味がない（記憶力がない！？）

植松 真生 UEMATSU Mao

4月1日付けで、法務研究科に赴任しました。こちらでは新任ということで、自己紹介をするべきなのですが……。お知らせして興味を持ってもらえるようなパーソナル・データを持ち合わせていません。むしろ、私の専門との関係で、授業とは直接関係ないところで、みなさんに興味を持ってもらえそうなことを書くことで、新人紹介に代えたいと思います。

私の専門は、国際私法という分野です。今年度の授業は、法務研究科では「国際関係私法Ⅰ」、「同Ⅱ」、「国際民事訴訟法」と「国際関係私法演習」で、法学研究科では「国際私法」と「国際取引法」、そして、法学部では、「国際取引法」です。これらの授業名からも想像できるように、私の専門は、国際的な広がりを持った私人間の法的関係を対象としていると言えます。国際的な民法、商法、民事訴訟法といったイメージでしょうか。国際結婚（離婚）とか国際契約（輸出入）などが、対象となります。授業では、どうしても法規範の解釈といった理論的な側面の話のせざるを得ません。もっとも、現実のニーズは、違ったところにあるようです。例えば、弁護士さんなどから、外国法の内容についての照会を受けることがあります。これには、調べて答えることである程度は対応できます。しかし、困ってしまうのは、国際私法的な問題を発生させた人から受ける相談です。授業でも取り上げる例を挙げてみましょう。

いろいろな外国の企業と取引を行っている日本の会社の経営者の方からの相談でした。外国Aの会社との取引での売買代金の支払いのために、その会社の指定する外国Aの銀行



口座にお金を振り込むことになっていました。多忙で疲れていたためか、この方は、間違って、同じく取引先である外国Bの会社の銀行口座に代金を振り込んでしまいました。で、どうしましょう？という相談でした。授業の定期試験の解答としては、（国際裁判管轄の問題を度外視すれば）単純に答えがでます。すなわち、「誤振り込みですね。不当利得ってことになります。法の適用に関する通則法14条の規定によると、準拠法は原因事実発生地、つまり利得地法になります。この場合、不当利得がされたのは、A国ですから、A国法の要件を満たせば、お金は返してもらえますよ」。こんな感じです（この解決は、A国の国際私法でも同じになるはずです）。当たり前ですが、これでは相談している経営者の方はまったく救われません。外国Aの会社と、お金を返してください、って、まず交渉しないといけなんでしょう。しかし、誰と？

取引先とはいえ、基本的にペーパー・ペー

スの取引なため、誰ともほとんど面識がありません。英語が通じるのか？ 自分と自分の会社の人も、外国語に自信がない……。などなど、問題が山積みです。みなさんだったら、この経営者の方にどう言いますか？ どうしてあげられますか？

このような問いに興味がある方は、直接私に尋ねていただければと思います。ここで言いたいことは、もちろん、授業の内容に意味がない、ということではありません。むしろ、授業の内容も大事だよ、とも言いたいわけです。ただ、授業の内容だけでは、どうしても人に直接に役立つことにはならない（ビジネ

スチャンスにつながらない）ということを強調したいわけです。相談を受けた人の個性や能力が発揮される局面だと思います。このあたりの橋渡しを何とか授業などに結び付けられないか？ と日々暗中模索の状態です。今のところ、上手くいってないように思います。授業内容に限らず、いろいろと至らないところがありますが、どうか長い目で見守ってください。ご鞭撻いただけるのも、大変ありがたいです。

（うえまつ まお・国際私法）

New Face

新任紹介

立命館大学大学院法務研究科に赴任して ——理論と実践の架橋

高田 昭正 *TAKADA Akimasa*

立命館大学大学院法務研究科に赴任させていただくことが決まったとき、最初に思ったのは佐伯千仞先生、井戸田侃先生、そして久岡康成先生がかつて勤められた立命館大学に所属できる栄誉でした。

佐伯千仞先生のことはいうまでもないでしょう。私が院生だった時代から、佐伯先生は巨星というべき方でした。1946年まで京都大学に所属され、1954年から20年間、立命館大学で教鞭をとられています。私が大阪市立大学大学院法学研究科の後期博士課程に進学した1975年、京都大学の書庫に19世紀のドイツ刑事法の文献を探しに行ったことがあります。広い書庫で手に取った文献のほとんどに書き込みがあり（現在なら、許されませんが）、それらがすべて佐伯先生の書き込みだったことに驚かされました。



1994年に立命館大学名誉教授になられた井戸田侃先生は、私の師匠である光藤景皎先生より3歳年上で、「学問に疑うことを許さない権威などない」といつもおっしゃっておら

れました。合宿研究会などで院生だった私たちに、「私の説は少数説ばかりだ」と前置きしつつ、研究者としてのあり方や生き様まで直接語って下さいました。

久岡康成先生は、私より8歳年上で、かなり上の「兄貴分」(すみません、変な言い方で)になります。私は13年半勤めた岡山大学から、1990年に大阪市立大学に教員として戻るのですが、赴任後の90年代後半に、京都ブライトンホテルで近畿弁護士連合会主催の刑事弁護関係のシンポジウムが開催されました。このシンポジウムでフロアから弁護士として発言されたのが久岡先生でした。学界における久岡先生の発言しか知りませんでしたので新鮮な印象をもつとともに、理論と実践を結びつけた久岡先生の活動の幅の広さにあらためて驚かされました。

考えますと、理論と実践を架橋することは佐伯先生(1947年弁護士登録)、井戸田先生

(1955年弁護士登録)、久岡先生(1996年弁護士登録)らがつねに行われてきたことです。それら綺羅星のような先生方が勤められた立命館大学で、理論と実践を架橋する大きな責任を、今後は私自身が、大学院法務研究科(ロースクール)の法曹養成教育に携わる立場からも果たさなければなりません。前期に衣笠の法学部校舎の存心館で、刑事訴訟法の講義を受け持ちました。その存心館1階ホールには、「法の理念は正義であり 法の目的は平和である だが 法の実践は 社会悪とたたかう闘争である」という末川博前総長の言葉が掲げられています。そのような法実践の担い手をつくりだす仕事の一翼を、立命館大学のロースクールと法学部の先生方とともに、担わせていただければと思います。個人的な思い出ばかり書き綴ってしまい恐縮ですが、私の赴任のご挨拶とさせていただきます。

(たかだ あきまさ・刑事訴訟法)



ご挨拶

永井 ユタカ *NAGAI Yutaka*

はじめまして。2012年4月から立命館大学大学院法務研究科の教員の一人となりました。

1971年4月、初任の大阪地方裁判所に判事補として任官し、以来、下妻、鹿児島、知覧、加治木、京都、奈良、大津、長浜、姫路、尼崎、大阪、奈良、京都、鳥取、神戸、大阪と、振り返りますと、呆れるほどあちこちの地に勤務しましたが、2011年12月に大阪高等裁判所勤務を最後に退官しました。昔日、裁判官の道を選んだのは、初代最高裁判所長官の三淵忠彦判事の「裁判所の権威というものは官僚的独善的な在り方の中から生まれるものではない。それは国民に対する親しみのある和やかな雰囲気の中で、しかも厳とした正義感の上に立って、礼儀、規律、責任などに裏付けされた裁判所職員の好ましい態度によって保たれるのでなければならない。」との言葉に触発され、また、司法研修所時代に会った多くの裁判官の仕事に対する姿勢に大層魅力を抱いたからでした。そうして、実際の裁判官の仕事は、苦労も多いけれど、大変やりがい満ちておりました。

立命館大学は、西園寺公望公を創立の祖とし、又、法律を学ぶ者にとっては民法学者として余りにも著名な末川博先生のご活躍や、立命館大学の運営に携わってこられた多くの献身的な大学関係者によって、全国に名を馳せる大学です。この度、この名門立命館大学において、未来の法律家を志す院生の方々と共に法律を学ぶ機会を持てたことは大層光栄なことです。

ところで、裁判官という仕事は、良く言えば、Generalist ですが、それは数年おきに全国各

地を異動し、それぞれの勤務地において様々な分野の仕事に就くからであり、決して広範囲に法律の知識を習得しているものではありません。私も、約40年余りの間、民事・刑事・家事・少年等、様々な仕事に携わってきましたが、ひたすら眼前にある具体的な事件に対処するのが精一杯でした。この4月からの教員としての仕事は、「事件を処理する」という今までの仕事とは全く異なる「教育」というものです。着任の前後を通じ、改めて法律（私の場合は担当するのは主として民事訴訟法ですが）の学問的体系からすると誠に脆弱な知見しかないことを実感する日々です。とはいえ、法律と迂遠な仕事をしてきた訳ではないので、弁明が通じるものではなく、学問としての法律、教学を一から学び直しているところです。今後、教職員の方々に教えを受けながら、又、院生と共に学ぶ中で教員としての責務を果たせるよう努力しようと思います。

目下、民事裁判の実務経験を振り返りながら、院生にとって、授業が楽しみになるよう、

工夫を凝らしていますが、同時に、院生の方々に、裁判所の公正、中立という永遠のスタンス、それを担う裁判官の仕事の魅力をお伝えすることができたならば、少しはお役にたてるか

もしれないと考えています。

今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

(ながい ゆたか・民事訴訟法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

中山 布紗 NAKAYAMA Fusa

はじめまして。この4月に法務研究科に着任いたしました中山布紗と申します。生まれは熊本ですが、高校卒業まで大阪で育ちました。その後、九州大学入学を機に、大学院進学・卒業、前任校の北九州市立大学を離任するまでの15年間を福岡で過ごしました。だからでしょうか、私にとっては本学への着任は、久しぶりに関西に戻って来たという気持ちです。京都市内で生活するのは初めてなのですけれども、日々の暮らしの中で、この土地に対する愛着が徐々に育まれていると感じます。

専門は民法で、学部時代、ある日のゼミの報告で民法94条2項類推適用法理について調べ、判例を検討しているうちに、多くの疑問が頭の中に湧いてきて、この問題に魅せられて（憑りつかれて?）しまいました。現在も試行錯誤しながら、意思表示規定における私的自治とは何か、民法94条2項で保護される「第三者」の範囲、虚偽表示規定の解釈の応用可能性などについて、フランス法を比較素材として、研究を続けています。

法科大学院への着任は今回が初めての経験です。前任校には法科大学院が設置されておりましたが、本学に着任以来、授業計画を練るにも、内容を吟味するにも、まさに日々手探りの状



態です。しかも、演習科目は、実務家に必要な思考力・応用力を習得させることを主眼とし、90分という短い時間で、判例における事案や判旨の確認、基礎知識や関連する問題の確認を受講者に促すような授業を展開しなければなりませんので、学部教育とは勝手が違うことを痛感しています。自分自身にとっても有意義な学びの場を頂けたと嬉しい反面、経験の浅い私に、何が教えられるだろうかという不安との戦いでもあります。

実際、着任間もない2回目の民法演習Ⅰの授業では、検討のメインとなる判例が事案・判旨ともに興味深いものであり、授業戦略を練る段階では「これを聞きたい」「あれも質問

してみよう」と楽しかったのですが、本番（笑）では予定通りに進めることができず、中盤から相当に焦ってしまい、ペースも乱れてしまいました。授業後、そんな自分に嫌気がさして、いらだちを感じていたのですが、そんなときに限って、受講生がたくさん質問に来たのです。「今日の授業の苦情だろうな…」と覚悟をしていたら、受講生の質問は「先生の説明では最高裁判旨のこの部分は〇〇と言っているということになるんですね。僕は、ちょっと違って、こんな風に読み取ったのですが…。」「第一審の判旨のこの2行の意味がどうしても理解できませんでした。」「この事案で、私は原告を勝たせたいので、認定事実をこんな風に評価してみたのですが、だめでしょうか。」など、どれもこれも、予習段階でしっかり悩み考えたものであり、私の拙い授業内容にひきつけたものであったのです。私は、受講生の熱意とひたむきさ、向上心に感銘を受けるとともに、「次回はもっとよい授業にしたい！」という意欲が湧いてきました。

5月に入り、少なからずコツもつかめてきて、受講生の反応を観察する余裕も出てきましたが、受講生は自分を映し出す鏡であると

思います。「今の自分が出せるベストなもの」を提供できるように真剣勝負で挑まなければならないという責任を感じるようになりました。毎回真摯に授業に参加してくださる法科大学院生のおかげです。

立命館大学法務研究科の先生方は、例外なく教育・研究どちらにも情熱を注がれ、毅然と、誇りをもってお仕事をされています。そんな素晴らしい先生方の背中を見て、毎日働けることは、私にとって大きな喜びです。また、事務職員の皆様にも折に触れて仕事をサポートしていただいております。感謝の気持ちでいっぱいです。至らない新任教員ではありますが、微力ながら皆様のお役にたてるよう、精進してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

（なかやま ふさ・民法）



学会報告

Presentation

日本税法学会創立60周年記念（第102回）
大会・総会開催報告

望月 爾 MOCHIZUKI Chika

2012年6月9日（土）、6月10日（日）の両日、日本税法学会の創立60周年記念大会が朱雀キャンパス5階の大講義室（ホール）において開催された。

日本税法学会は、1951（昭和26）年11月に租税実体法を中心に据えた独立した法律学としての税法学の確立を目的として設立され、2011（平成23）年11月に創立60周年を迎えた。今回の大会・総会は、学会の「還暦」をお祝いする記念大会としての開催となった。

日本税法学会は、税法関係の学会では一番歴史が古く、会員数も1000名を超えるものとも規模の大きい学会である。税法学が実践的な性格を持つことを反映して、会員には研究者に加え、税理士や弁護士など実務家も多く、年1回の大会・総会のほか北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、九州・沖縄の各地区において年10回程度の研究会を開催するなど活発に活動を展開している。

本学会と立命館大学との関係は大変深く、学会創立の発起人であった故中川一郎博士が京都帝国大学でもともと民法を専攻されていたことから、末川博名誉総長と親交があり、本学会の創立当初の研究会を本学総長室で開催していた経緯がある。今回創立60周年の記念大会を本学で開催することになったのも、「生まれたところに帰り新たな出発を祝う」還暦のお祝いの趣旨にならったものである。

学会当日は、あいにくの雨模様の天候であったが、関西や関東方面はもちろん、北海道・東北や中国・四国、九州・沖縄より300名を超える参会者があり、大変盛況な大会となった。田中治理事長（同志社大学法学部教授）

の開会のご挨拶、本学の見上崇洋副総長よりの祝辞のあと、2日間にわたり7つの研究報告とそれに対する活発な質疑が展開された。



今回の大会は、統一テーマによるシンポジウム形式ではなく、以下のとおりのスケジュールにより、各地区の代表による個別の研究報告を中心に進められた。本学関係者としては、第1日目に水野武夫法務研究科客員教授、第2日目に本学法学研究科出身の奥谷健広島修道大学准教授が研究報告を行った。

○ 第1日目 6月9日（土）

研究報告1「2009年以降のイギリスの税務調査について」宮谷俊胤会員（九州地区）

研究報告2「申告書の作成と専門職責任」高橋祐介会員（中部地区）

研究報告3「誤った課税の是正方法のあり方」水野武夫会員（関西地区）

○ 第2日目 6月10日（日）

研究報告4「高齢者『引取扶養』から『介護の社会化』へ」遠藤みち会員（関東地区）

研究報告5「アメリカ税法における現物分配と子会社清算」渡辺徹也会員（九州地区）

研究報告6「ドイツ相続税法の改正と事業承継税制」
奥谷健会員（中四国地区）

研究報告7「租税法主義の現代的意義」田中治会員
（関西地区）

第1日目最初の宮谷報告は、今次の国税通則法改正による税務調査手続の見直しに関連して、イギリスにおける最近の税務調査手続の状況について、2010年施行の改正歳入法附則に基づく調査・検査権限の拡大、強化の方向性を中心に紹介するものであった。次の高橋報告は、納税申告書作成における専門職の責任について、アメリカのTax Ethics、とくに連邦税実務における弁護士等の専門職の責任や義務、罰則等を中心に紹介する内容であった。第1日目最後の水野報告は、今回の国税通則法改正をふまえ、今後の租税争訟制度の改革の方向性について、「税法独立宣言」として行政法やその理論から訣別し、租税債権債務関係に基づく新たな手続法制と救済制度の構築を呼びかけるものであった。



第1日目の報告終了後、京都ホテルオークラの翠雲の間において創立60周年祝賀の懇親会が開催された。長年本学会の発展に尽力されてきた清永敬次京都大学名誉教授をはじめ、日本公認会計士協会京滋会の高橋一浩会長、日本税理士会連合会の小池正明税理士、近畿税理士会の永橋利志税理士、立命館学園会計人会の村山佳也会長の4名の来賓のご出席のもと150名の会員が出席し交流を深めた。

第2日目午前最初の遠藤報告は、高齢者介護の費用負担とそれに対する税制のあり方に

ついて、介護保険制度と医療費控除の見直し、とくに介護費の所得控除を提言する内容であった。次の渡辺報告は、平成22年新たに導入されたグループ法人税制、適格現物分配に関して、アメリカ税法における現物分配と子会社清算の仕組みを紹介し、日本の制度への示唆を検討するものであった。



第2日目午後の奥谷報告は、ドイツの2009年相続税法改正、とくに事業承継税制における事業用資産の評価上の軽減措置について、改正の原因となった連邦憲法裁判所判決や改正のその概要を紹介し、日本の事業承継税制との比較検討を行いその問題点を指摘する内容であった。大会最後の田中報告は、租税法主義の現代的意義について、最近の最高裁判決を検討し、委任立法や通達への過剰な依存や租税立法の遡及の問題点を指摘したうえで、租税法主義の観点から制度の趣旨の正確な理解と客観的かつ冷静な法の解釈適用の重要性を改めて強調するものであった。

今回の大会の研究報告の詳細は、学会機関誌「税法学」の566号「創立60周年記念号」に論文として掲載されている。詳細はそちらをご参照いただきたい。

なお、学会開催にあたっては、本学法学部・法務研究科、リサーチオフィス衣笠、朱雀キャンパス管理課などからさまざまな形でご支援を頂戴した。また、学会事務局の吉澤俊二税理士と法学アカデミーのスタッフからは大会運営に献身的なご協力をいただいた。最後に心より感謝の意を表したいと思う。

（もちづき ちか・税法）

学会報告

Presentation

「同性婚」

—比較法学会 ミニ・シンポジウム—

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

はじめに

2012年6月2日(土)・3日(日)の両日、京都大学吉田キャンパスにおいて、比較法学会第75回学術総会が開催された。第1日目午後、筆者が企画責任者となって、ミニ・シンポジウム「同性婚」を実施した。

1. 比較法学会とは一再説

比較法学会は、1950年に創立され、700名超の会員を擁する学会である。法学系では比較的大きい学会である。同学会については、本ニューズレター No.66 (2011年9月) 11頁で紹介したことがある。また、同学会のホームページもご覧いただければ幸いである (<http://www.asas.or.jp/jscl/index.html>)。

なお、約2年後の2014年6月に、同学会第77回学術総会を本学で開催することが既に決まっている。本学から同学会理事に選出されている山口直也教授(法科大学院・刑事訴訟法)を中心に、同学会会員である本学法学部・法科大学院の専任教員で事務局を組織して学術総会の運営に当たることになる。関係各位にご協力をお願いする次第である。

2. 同性婚とは

さて、ミニ・シンポジウムのテーマ「同性婚」についてである。

男女間の婚姻を「異性婚」と呼ぶのに対して、男-男間、女-女間のような同性同士の婚姻を「同性婚」と呼ぶ。もっとも、同性婚はかなり多義的な概念である。

たとえば、従来からあった異性婚について、異性という枠を取り払ってしまい、異性婚と



同性婚をまったく同等なものにしてしまうという例もある(スペイン)。

また、同性カップルについては、「登録パートナーシップ」という新たな制度を設け、従来の異性婚とは別建てで、同性カップルの法的承認・権利義務付与を行うという例もある(ドイツ)。

さらに、婚姻とは異なる契約型のカップルの結合類型を創設し、異性カップル・同性カップルを問わず、利用可能とするという例もある(フランス)。

1980年代に、まず北欧から、その後、南欧各国でいわゆる「ゲイ・レスビアンムーブメント」が高まった結果、欧州では各国が同性間の法的結合を承認してきた。

また、2011年には、アメリカ・ニューヨーク州が同性婚を認め、大きく報道されたが、アメリカでは1970年代から同性婚をめぐる訴訟が多数提起されている。

3. ミニ・シンポジウムの内容

上述のように、欧米各国では、この約20

年間で、同性婚の法制化が家族法の非常に大きな関心事であった。

筆者は、1999 年から家族法の講義を始めたが、往時、受講者に対して、「10 年後には日本でも同性婚が議論されているかもしれない」などと海外の状況について紹介していた。

ところが、以来 13 年を経て、わが国では、表立って同性婚が議論されたり検討されたりはしていない。筆者の予言はウソになってしまった。では、それはなぜなのか。

そこで、各国の同性婚について詳しい研究者に集まってもらい、各国の同性婚についての最新情報の提供と将来の日本法への示唆を論じてもらうことにした（以下、敬称略）。

フランス：大島梨沙（新潟大学）

ドイツ：渡邊泰彦（京都産業大学）

イギリス：田巻帝子（新潟大学）

アメリカ：鈴木伸智（愛知学院大学）

の 4 氏に報告をお願いした。また、国際私法の立場から林貴美（同志社大学）、当事者の立場から赤杉康伸（特別配偶者法（パートナーシップ法）全国ネットワーク共同代表）の 2 氏に報告に対するコメントを依頼した。

報告者 4 氏の報告の概要は、2012 年 12 月に刊行される予定の『比較法研究 第 74 号』に掲載されることになっているので、そちらをご覧ください。

むすびに

現在、アメリカでは同性婚への賛否は大統領選挙の争点のひとつである。また、過去、フランスでは、同性婚の是非をめぐる、賛成派・反対派が激しいデモを繰り返し行ったという歴史がある。欧米では、同性婚は、家族や社会、伝統や宗教を揺るがす大問題として登場し、議論を経て、国によって「かたち」は異なるものの、同性婚を受容する方向では一致を見ている。

ひるがえって、なぜ、わが国では、同性婚は「海外ニュース」としてしか話題にならないのだろうか。法学のみならず、社会学や文化論からの検討も必要なテーマであろう。そして、同性婚について考えることは、既存の婚姻（異性婚）や夫婦についての再考・再定義にもつながる。大きなテーマだが、今後も研究を続けていくべき問題だと思っている。

（もとやま あつし・民法）

学会報告

Presentation

民科・学会プレシンポジウム 「市民と一緒に大阪から民主主義のあり方を考える」報告

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

2012年7月1日、大阪リバーサイドホテルにおいて、民主主義科学者協会法律部会（略称・民科）・学会プレシンポジウム「市民と一緒に大阪から民主主義のあり方を考える～『自治体ポピュリズム』を超え、より良い民主主義を求めて～」が開催された。立命館大学法学部には、「民科法律学生部会」が学術公認サークルとして存在し、また、法学部、法科大学院には多くの民科会員がいるが、今や立命館大学の法学部、法科大学院教員においても民科を知らない人々もいるようにも思われるので、まずは、民科について若干紹介しておこう。

民科は、規約第2条において、「本会は、すべての分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進して民主主義法学の発展をはかることを目的とする」と規定するように、法学のあらゆる分野の研究者、実務家が結集するユニークな学会であり、会員数約700名に及ぶ。毎年秋に学術総会、春に合宿研究会が開催され、昨年度学術総会は立命館大学朱雀キャンパスで開催された。昨年度の総会の模様は、松本克美「民科法律部会2011年度学術総会の開催」本誌68号で紹介されている。

今回のシンポジウムは、民科としては極めて「異例」なものであり、学術総会とは連続しない日程で、市民公開という形式で行われた。事前の予算措置もないなか、当シンポは、「大阪の民主主義はこれでいいのか」という白藤博行・民科事務局長（専修大学教授・行政法）の熱意で開催され、また、「大阪在住の憲法研究者、小松は何をやっているのか」との「叱責」もあり、小生が報告を引き受け

ることとなった。午後1時から5時までというロングランのシンポジウムであったが、関西民科の奮闘もあり、当日は170名の参加が得られ、まずまずの盛況であった。

同シンポ開催の趣旨は、いうまでもなく、この間の、橋下「維新の会」による、「日の丸・君が代」の強制、「思想調査」など、憲法の保障する自由・人権を、非民主的、「独裁的」な手法で否定する暴挙が行われているにもかかわらず、少なくない市民の支持がなお橋下市長に集まっている「ポピュリズム」的状况についての危惧である。司会は、白藤事務局長、丹羽徹会員（大阪経済法科大学教授・憲法）の2名が担当し、冒頭、浦田一郎・民科理事長（明治大学教授・憲法）のあいさつ、白藤事務局長の企画趣旨説明が行われ、以下4名の報告が行われた。まず、憲法の立場から、小生が「憲法が求める民主主義のあり方」を、行政法の立場から、榊原秀訓会員（南山大学教授）が「『自治体ポピュリズム』を超える自治体民主主義のあり方」、教育法の立場から、市川須美子会員（獨協大学教授）が「子どもたちにふさわしい自治体民主主義のあり方」、労働法の立場から、西谷敏会員（大阪市立大学名誉教授）が「自治体民主主義と職員・労働者」を報告した。それぞれの報告については、当シンポジウムのまとめとして、『橋下ポピュリズムと民主主義』として自治体研究社から9月に刊行される予定であるので、ぜひそちらを参照していただきたい。

小生の報告の骨子のみを示せば、1. ポピュリズムって何？、2. 現代右翼新自由主義型ポピュリズム登場の背景、3. 橋下ポピュ

リズム登場の背景、4. 橋下ポピュリズムの特徴、5. 民主主義の立て直し、の5つの柱である。まず、第1の柱では、そもそも「ポピュリズム」とはどういう現象か、その特徴を整理し、2の柱では、サッチャー、レーガン、小泉に代表される現代右翼型のポピュリズムの特徴、登場の背景を分析した。3の柱では、橋下ポピュリズム登場の背景として、①2009年政権交代への失望、二大政党制への失望、②大阪に象徴的に現れている新自由主義的競争による敗北、「貧困」現象があることを指摘し、4の柱では、一見こころ変わる思いつきのようにも思われる橋下の言説が、「自立」の強調や、「日の丸・君が代」の強制、憲法「改正」の主張にみられるように極めて危険な右翼新自由主義型であること、を指摘

した。5の柱では、こうした橋下ポピュリズムに対抗するには、「小選挙区制→二大政党制→政権交代」というウェストミンスター・モデルの見直し、少数意見の反映、代表されているとの「実感」を市民が取り戻す「民主主義の立て直し」が必要であると論じた。盛りだくさんの報告内容で、30分という時間制限をオーバーし、討論の時間で5の柱を「報告」という醜態を演じてしまった。ところで、こちらの「ロー・ニューズレター」の紙数もそろそろオーバーしそうなので、最後に、掲載の写真は、和田真一・法科大学院教授にご提供いただいたことを記して、御礼にかえた。

(こまつ ひろし・憲法)



自著紹介

My Book

最近書いた2冊の本

『金融から学ぶ民法入門』 『49歳からのお金』

大垣 尚司 OHGAKI Hisashi

『金融から学ぶ民法入門』

大学は難しい学問をやるところだから、法律も難しくないといけない。法律を難しくする場合、法律そのものを深く考えて常人の及ばぬところにまで目を届かすという方法と、通常人が容易に知り得ない実務情報を集めてそこに法律がどのように適用されているかを語ることで、難しく見せる、という2つの方法がある。わたしには前者は無理なので、主として後者の方法により、優秀なわが校の教授陣の中で何とかメクラマシをして生きている。

そんなわたしが3年前からロースクール、一昨年から学部生の授業を持たせてもらうことになった。ついては、はりきって学生相手にメクラマシをやってみせたのだが、社会人相手とはどうも勝手が違う。そもそも社会経験がないため、せっかく「ヒケラカシ」ている実務情報が単に「訳のわからない話」になってしまうようなのである。しかし、だからといって法律で戦うのは歩が悪い。学生向けには「実務」のほうをレベルダウンする必要があるようだ。折しも家計ファイナンスの研究に深入りしつつある時期だったので、そこに素材を求めることにした。ところが、そうになると、使う法律が民法中心の基礎的な話になる。とはいっても試験に出る重要論点ではなく、スキマを埋めるような内容が主体だ。一見売れなさそうだが、似たような入門書が多い中ではもしかしたら新鮮かもしれない。そこで居直って、「法曹にならない大半の学生が実社会との関係で民法を条文からしっかり学び直すための本」と位置づけて出版に



『金融から学ぶ民法入門』
大垣尚司 著 勁草書房
2012年3月発行 ¥3,045

こぎつけたのが本書である。たぶん、社会に出てからや、司法試験に受かってから読むと、試験用の知識が再構成されて面白く感じるのではないかと思う。

一方、金融については、サラ金と割賦金融と住宅ローンの違いを考えてもらうことがメインテーマになっている。実は、この問題は金融の本質論につながる深さを持つ。

なお、これでライフワークの一つである『金融と法』シリーズのうち、企業ファイナンス入門（1）と家計ファイナンス（0）が完成した。次は、先端金融技術（2）ということになるのだが、実は、体系上、信託を用いる仕組みだけを抜き出さないとうまくまとまらなくなっている。このため『信託と法』みたいなものを（3）として先に出版することになるかもしれない。寄り道をしているう

ちに、「ヒケラカス」ものが陳腐化してしま
って筆が途絶えるリスクは十分あるが・・・。

*

*

*

『49歳からのお金』

本書は、大学系社会起業として政府の支援も得て立ち上げて7年目になる、公的マイホーム借上げ制度（www.jti.jp）の経験と、昨年金融審議会のワーキンググループで個人金融のワーキングペーパーとりまとめを行った経験を踏まえ、いわゆるシニア層をめぐる、金融投資に関する犯罪的ともいえる社会的勘違いと、2大非稼働資産である生命保険と住宅の活用可能性について、（自分としては初めて）一般向けの文体で可能な限りわかりやすく説明し、提案したものである。

民主党政権の数年間で、多少なりとも残っていた社会の「お約束」は完膚なきまでに反故にされ尽くした。これからのわが国に必要なのは、今ある物を最大限に活かしてひとりひとりの国民が最期のときまで自分で自分のめんどろをみることができるよう、頭を使い、行動することだ。先の大震災で津波テンデコという言葉が有名になったが、経済崩壊テンデコなのである。中でもわたしが「大人」とよぶ、50代～60代の広義のアクティブシニア層の責任は重い。他人事ではない。この世代はちょうど、今学生であるみなさんの親や親の先輩にあたる。この世代がすでに反故にされた「お約束」にしがみつくと、そのつけは直接みなさんにふりかかる。金融機関志望の方にとっては、これからの仕事に直接つながる話も少なくないはずなので、遠い先の話と思わずぜひ手にとってみてほしい。

ちなみに、公的マイホーム借上げ制度は、住宅の収益還元価値保障を通じて新しい家計ファイナンスのエンジンとして機能する。す



『49歳からのお金』
大垣尚司 著 日本経済新聞出版社
2012年5月発行 ￥1,680

で住宅ローンを実質的にノンリコース化する「家賃返済特例」など、いくつかの新技術を開発してきているが、今年は、これを使って、わたしが「持たない持ち家」とよぶ新しい住宅の所有形態とこれを支える住宅金融の実用化に取り組む予定である。「ヤセ馬の先走り」という言葉どおりで、なかなか立ち止まって整理する時間がないが、できれば近いうちにこうした新しい法技術・金融技術の理論的な解説にも取り組みたいと考えている。
（おおがき ひさし・金融法、ファイナンス法）

出発

Departure

「3743日間ありがとうございました」

松倉 治代 MATSUKURA Haruyo

10年以上を立命館大学で過ごし、2012年7月より大阪市立大学大学院法学研究科・法学部に刑事訴訟法担当教員として着任いたしました。今日を迎えることができたのは、立命館に育てていただいたおかげです。とりわけ、久岡康成先生（当時、法学部教授）には学部ゼミ以来、浅田和茂先生には博士課程よりご指導を頂きました。久岡先生は、進路やテーマ選択に際し道を示し、歴史研究の重要性を教えて下さいました。浅田先生は、人と学問に誠実に向き合うという法学研究者の姿勢を示して下さいました。そのご指導は、「もうちょっとがんばろう」の積み重ねでした。一方ならぬご指導を下さり、両先生に心より御礼を申し上げます。

立命館では、多くの先生方よりご指導を賜りました。松宮孝明先生は、4年生時より刑法読書会や刑事判例研究会への参加の機会を下さり、ミュンヘン大学留学時の受入教授である Helmut Satzger 先生をご紹介下さいました。葛野尋之先生（当時、本学法学部教授）からは、イギリス法のご指導を頂き、「道は必ず開ける」と励まして頂きました。安達光治先生は、ドイツ語を基礎から徹底的に教えて下さり、今日まで公私共に大変お世話になりました。森久智江先生は、博士論文審査だけでなく、私をポスドクとして受け入れることを快諾くださり、研究者として一步を踏み出す準備期を支えて下さいました。嘉門優先生からは、研究会やTAにて多くのご助言を頂きました。

在学中、ミュンヘン大学への留学という貴重な機会を頂きました。留学中の経験はもち



ろん、留学中または帰国後に本制度を通じて知りあったミュンヘン大学の先生、若手研究者と今も続く交流は、私にとって大きな財産です。この機会を下さった渡邊惺之先生、本山敦先生、Helmut Satzger 先生に厚く御礼を申し上げます。また、2006年の平井嘉一郎研究奨励賞の受賞も、その後の研究を進める際の自信となりました。

公聴会では、生田勝義先生、大平祐一先生、倉田原志先生、山口直也先生よりご意見を賜り、今これは研究の励みとなっております。さらに、大河純夫先生、上田寛先生、二宮周平先生、平野仁彦先生、竹濱修先生、駒林良則先生、出口雅久先生、須藤陽子先生、望月爾先生、谷本圭子先生、渡辺千原先生、高橋直人先生、中村康江先生には、分野をこえて大変お世話になりました。共同研究室で様々な専門分野の先輩・後輩と接することができたこと、そして同時期に博士論文に取り組んだ金成恩さん、金子博さん、中村悠人さん、張挺さんと切磋琢磨した日々は、何にも代えがたい財産です。紙幅の都合上ここにお名前

を挙げられなかった先生、大学院の先輩後輩、法学部共同研究室・法学部事務室・朱雀プロ事務室の皆様にも大変お世話になりました。不器用な私は失敗が多くご迷惑をおかけいたしました。今日まで支えて下さり、本当にありがとうございました。

多くの人に支えられ勉強を継続でき、私は本当に幸せです。「拷問のごとき人権蹂躪を再びあらしめてはならぬ」と佐伯千仞博士が主張された黙秘権の研究につき、今後も歴史

的所産を基礎として誠実に取り組んでまいります。出発の今こそ気を緩めず、研究者としての責務を果たすべく、研究や教育において更なる精進をいたします。

最後に、私事ではありますが、「やりたいことをやれ」と励ましてくれた父、心身を案じてくれた母、京都で支えてくれた弟、そしてどんな時も温かく見守りつづけてくれた夫に心から感謝を申し上げます。

(まつくら はるよ・刑事訴訟法)

Media Coverage	法学部定例研究会
	2012年7月～9月

■法学部定例研究会：

- 12年7月11日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」
第8回研究会：Joel Rheuben氏「オーストラリア連邦最高裁判所及びその裁判官の選任について」
- 12年7月18日 博士論文公聴会：張挺氏「環境民事責任に関する日中比較研究——差止請求権を中心に——」
- 12年9月6日 比較司法制度研究会：マンフレッド・レービッシュ氏「ドイツにおける賃金決定に際しての国家支援と国家介入」
- 12年9月16日 科研費・基盤研究（A）「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」
～17日 オーストリア家族法の動向：Fischer-Czermak氏「離婚後の子の監護～実体法の観点から」、Böhm氏「子に関わる事件における子の利益保護についての手続上の配慮」、Fischer-Czermak氏「離婚に伴う夫婦間の財産処理」、Verschraegen氏「ハーグ子の奪取条約とオーストリア」

新

刊

図

書

2012年1月～7月



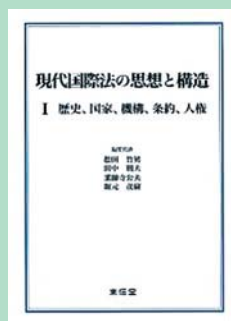
『法曹継続教育の国際比較
ジェンダーから問う司法』
南野佳代 編著 渡辺千原ほか
執筆 日本加除出版
2012年1月 ¥3,360



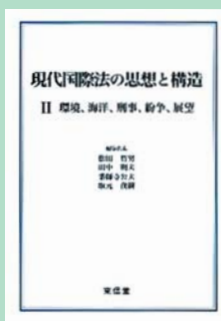
『金融から学ぶ民事法入門』
大垣尚司 著
勁草書房
2012年3月
¥3,045



『民法 VI 親族・相続』
[第2版] LEGAL QUEST
前田陽一・本山敦・
浦野由紀子 著 有斐閣
2012年3月 ¥2,835



『現代国際法の思想と構造 I
歴史、国家、機構、条約、人権』
松田竹男・薬師寺公夫ほか編
東信堂 2012年3月
¥6,510



『現代国際法の思想と構造 II
環境、海洋、刑事、紛争、展望』
松田竹男・薬師寺公夫ほか編
東信堂 2012年3月
¥7,140



『ハイブリッド刑法各論』
[第2版] 松宮孝明 編
安達光治・嘉門優ほか著
法律文化社 2012年4月
3,570円



『憲法入門
憲法原理とその実現』
市川正人・倉田原志 編
法律文化社 2012年4月
¥2,415



『クローズアップ憲法』
[第2版] 小沢隆一 編
多田一路・植松健一ほか著
法律文化社 2012年4月
¥2,625



『現代刑法入門』
[第3版] 有斐閣アルマ
浅田和茂・上田寛・松宮孝明
ほか著 有斐閣 2012年4月
¥2,100



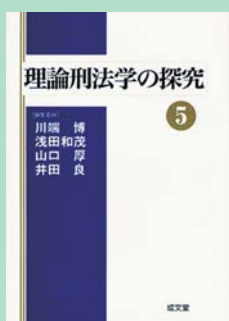
『公害環境訴訟の新たな展開
—権利救済から政策形成へ—』
淡路剛久・吉村良一ほか編
日本評論社 2012年4月
¥4,620



『長谷川正安先生追悼論集
戦後法学と憲法——歴史・現状・展望』
杉原泰雄・樋口陽一・森英樹 編
大久保史郎・本田稔・植松健一ほか執筆
2012年5月 日本評論社 ¥15,750



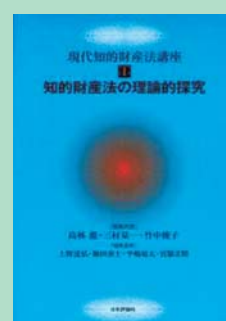
『ケースメソッド 公法』
[第3版]
市川正人ほか編著
日本評論社 2012年5月
¥3,780



『理論刑法学の探究 ⑤』
川端博・浅田和茂ほか編
成文堂
2012年5月
¥3,675



『わかりやすい民事執行法・
民事保全法』[第2版]
生熊長幸 著 成文堂
2012年5月
¥3,465



『現代知的財産法講座 1
知的財産法の理論的探究』
高林龍ほか編集代表
宮脇正晴ほか編集委員 日本評論社
2012年5月 ¥5,250



『いなぜ公務員の
市民的・政治的自由か』
大久保史郎 編著
学習の友社 2012年7月
¥1,400



立命館大学法学叢書 第14号
『ウェストミンスター・モデルの変容
日本政治の「英国化」を問う』
小堀真裕 著 法律文化社
2012年7月 ¥4,410



平成24年度版
『税務力UPシリーズ 相続税・贈与税』
三木義一 監修 山名隆男ほか著
清文社 2012年7月
¥2,940



立命館ロー・ニューズレター

第70号 (2012年9月)

編集：立命館大学法学部

ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL. 075-465-8177

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl>